

○特別充填許可申請（容器則）

根拠法令

- ・法第48条第5項 容器則第23条

適用

- ・危険のおそれがないと認め、条件を付けて許可した場合は、法第48条第1項、第2項及び第4項の規定は適用しない。

(注意事項)

内容積500L以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に限る。

必要書類

1. 特別充填許可申請書（容器則様式第4）
2. 特別充填事由書
3. 特別充填しても安全であることを確認できる資料
（容器の来歴、強度計算書、腐食その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、気密試験成績書など）
4. 保税許可書の写し
5. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

<留意事項>

1. 「容器保安規則の運用及び解釈について」の第23条関係参照
→特別充填許可は、法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格していない容器については、与えないものとする。
2. 外国容器の場合
→平成30年3月30日付け20180323保局第11号「保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（内規）」参照